

府政調第 27 号 - 2

令和 3 年 1 月 25 日

公益社団法人日本 P T A 全国協議会会長 殿

内閣府政策統括官(政策調整担当) 付参事官(青少年環境整備担当)
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
内閣官房 I T 総合戦略室参事官
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

令和 3 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2 月～5 月) について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁(内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、新型コロナウイルス感染症の広がりを踏まえ、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A のオンラインを含む関係会合や広報紙の配布における周知等の工夫をしつつ、インターネットリテラシーの向上に向けた啓発活動等に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 ペアレンタルコントロール(保護者による管理)

保護者は、家庭において青少年を監護・養育する立場にあり、自らの教育方針に基づいて、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備する役割を担うものである。インターネットの利用環境を始

めとする社会環境は大きく変化していることから、それに合わせて保護者の意識向上がより重要になる。そのような状況を踏まえ、保護者は、青少年の置かれている環境やその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理することが必要である。

2 積極的なフィルタリングの利用

保護者は、子供のスマートフォン等のインターネットの活用の際し、子供とインターネットのリスクについて話し合うなどによって積極的にフィルタリングを活用すること。青少年の発達段階に応じたカスタマイズ機能の整備が進んでいるが、その利用を検討するなどによって、フィルタリングの活用を進めること。また、親子でスマートフォンを共用している場合は、保護者のスマートフォンにおけるフィルタリングの利用を検討すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者が青少年であった場合にはその青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービスと端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講ずること。

3 時間管理機能、課金制限機能等による適切な利用

青少年のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行える、時間管理機能、課金制限機能等を活用すること。

4 話し合いによる家庭内ルールづくり

ネット利用が拡大するにつれ、SNS等に起因する青少年の犯罪被害、誹謗中傷や自撮り画像配信等の情報発信を契機とするトラブル、低年齢化や長時間利用等に伴う問題、高額課金やネット詐欺等の消費者問題等が生じている。スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ること。

ルールづくりにおいては、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じるものとし、成長・能力向上に伴い定期的に見直すこと。

5 参考資料

- 資料 1 青少年インターネット環境整備法・関係法令
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html
- 資料 2 普及啓発リーフレット集【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html
- 資料 3 インターネットトラブル事例集【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html
- 資料 4 #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃ SNS じゃない!）【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/no-heart-no-sns.html
- 資料 5 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html
- 資料 6 ちょっと待って! スマホ時代の君たちへ【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_001.pdf (小学校低学年用)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_002.pdf (小学校高学年・中学生用)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_003.pdf (高校生用)
- 資料 7 インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料 8 インターネットによる人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料 9 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
- 資料 10 SNS の誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの
～#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃ SNS じゃない!）～
【政府広報オンライン】
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>
- 資料 11 自撮り被害が増加! SNS 上の出会いに要注意!!
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年環境整備担当

03-5253-2111（内線 38259・38258）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

03-5253-5111（内線 5867）

経済産業省商務情報政策局情報経済課

03-3501-0397（内線 3961）

内閣官房IT総合戦略室

03-5253-2111（内線 83644）

警察庁生活安全局少年課

03-3581-0141（内線 3141）

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

03-3581-0141（内線 3432）

消費者庁消費者政策課

03-3507-8800（内線 2191）

法務省人権擁護局人権啓発課

03-3580-4111（内線 5875）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

03-5253-4111（内線 2966）